

ご当地ナンバー Q&A

Q 1 : ご当地ナンバーの対象車両は？

A 1 : 原付自転車を除く、軽二輪以上の車両がご当地ナンバーの対象です。なお、臨時運行番号標、回送運行番号標、ダンプナンバーは対象となりません。

Q 2 : 富士山ナンバー導入日以降、対象地域で新規登録したときのナンバープレートはどうなりますか？

A 2 : すべて富士山ナンバーになります。現行ナンバー（沼津ナンバー）との選択はできません。

Q 3 : 希望により富士山ナンバーに変更できるのでしょうか？

A 3 : 富士山ナンバー対象地域内に使用の本拠地を持ち、導入前に登録された車の富士山ナンバーへの交換は認められます。(有料となります)

Q 4 : 富士山ナンバー対象地域内で導入前に登録された車を対象地域内で移転・変更登録（転居・名義変更）する場合、ナンバープレートは、富士山ナンバーに変更されるのでしょうか？

A 4 : 現行ナンバーを変更する必要はないが、申請により富士山ナンバーに変更することができます。

Q 5 : 富士山ナンバー対象地域外から対象地域に移転・変更登録（転居・名義変更）する場合、ナンバープレートは富士山ナンバーになるのでしょうか？

A 5 : 使用の本拠の位置を富士山ナンバー対象地域に移せば、変更していただきます。